

令和 7 年度

標茶小学校いじめ防止基本方針

標茶小学校

令和 7 年 4 月 1 日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。《北海道いじめ防止基本方針より抜粋》

標茶小学校での、いじめを許さない風土づくり、いじめを早期に発見し対応できる体制づくりをしていくためには、教職員、子ども、家庭すべてが共通した認識を持てることが必要不可欠である。

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本の認識に立ち、「標茶小学校いじめゼロ」を目標に、全校児童が安心して学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定した。

1. 基本姿勢

- ①「いじめをしない・させない・許さない」の雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③傷ついている児童の気持ちによりそう。
- ④いじめの内容・事柄の軽重にとらわれない。
- ⑤一人で抱え込まず、組織（学年、生徒指導委員会）での対応を意識する。
- ⑥全教職員が共通認識のもと同歩調で、いじめ対応、未然防止を行う。
- ⑦学校での取り組みを家庭・地域に発信し、共通理解を図るとともに、家庭と連携して指導を行う。

2. いじめの定義

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している 等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

これを受けて、標茶小学校のいじめの定義を

相手から攻撃（暴力・暴力を伴わないものを問わず）をうけて心が傷ついた状態
※学校内外を問わない。近年インターネットを介しての外部との関わりについても注意が必要。

とする。

また、「心が傷ついた状態」の受け取り方について、標茶小学校の児童がどのようなことで心を痛めているのか、どんないじめが児童の中であるのかを、より具体的に把握することが非常に重要である。標茶小学校でのいじめの傾向・内容については日常的に把握に努め、情報を共有していくことが必要である。

《 いじめの事例 過去のいじめアンケートから（参考） 》

教育相談後、全て指導・解決済み。

	言われて嫌だった	されて嫌だった
	・友達に「水たまりに入ったら一緒に帰ってやる」と命令された。 ・特定の人が悪口を言っている人がいた。自分も周りの友達も不愉快に感じた。 ・嫌なあだ名で呼ばれた。 ・「一緒に帰ろう」と誘っても「無理」と言われた。 ・ネットゲーム上の特定の相手から暴言。 ・遊びに行ったときに「なんで来たの?」と言われた。 ・授業で横に座ったら、「前に行きなよ。」と言われた。	・何もしていないのにおされた。 ・無視された。 ・自分以外の人だけで話をしていた。 ・一緒に遊んでくれなかった。 ・頭をたたかれた。 ・パンチされそうになった。 ・絵を勝手に見られた。 ・メガネなどの自分の物をとられた。 ・仲間外れにされた。 ・石を投げられた。

3. 組織

（1）いじめ防止のための組織

- ① 名称 : 学校いじめ対策委員会
- ② 構成員: 学校長 教頭 教務主任 養護教諭 該当学年団 チーム心づくり部長 スクールカウンセラー
- ③ 役割 : 事実確認、対応検討を行い、指導・指導の検証・見直しを行う。

4. 年間計画

(1) 本校の取組の特徴

縦割り活動を年8回実施。高学年は低学年の面倒をみる、低学年は高学年をお手本とする学年をこえた良い関係作りを行っている。また、児童会を中心に全学年でありがとうボックスに取り組み、自分が誰かの役に立っているという実感（自己有用感）を持てるようにしている。

平成26年度以降、「いじめ未然防止プログラム」に基づき指導的に取組を継続してきたが、最近では取組が定着し、全校的にも自主性が育ちつつある。

月	学校行事等	項目	教師が主体の取組	児童が主体の取組	いずれかが主体の取組
4	学年始休業 着任・始業式・入学式 全国学力学習状況調査 前期児童委員会～10月 不審者対応訓練 3計測・視力・保健行事 日曜参観・PTA 総会 家庭訪問・個人面談	挨拶・言葉遣いの指導・道德教育の充実・「ハッピータイム」の取り組み			いじめ撲滅活動(全学年)
5	遠足 運動会練習開始 クラブ開始 防犯教室 いじめアンケート1回目 避難訓練・交通安全教室 歯科・耳鼻科・内科健診		いじめアンケート① 教育相談	縦割り活動① 運動会「ありがとう」 強化期間	教育環境の充実
6	運動会 尿検査、心臓検診 参観日				
7	5年宿泊研修 全国体力運動習慣等調査 学校評価1回目 1学期終業式 夏休み学習会 夏休みの生活指導			1学期「ありがとう」 強化期間	
8	神社例大祭・商工会夏祭り 2学期始業式 町研芸術鑑賞会 6年劇団四季鑑賞				
9	秋季避難訓練 6年修学旅行 各学年社会見学 3年たんちょう大学 1年生幼保交流			学芸会「ありがとう」 強化期間	3年たんちょう大学交流 1年生幼保交流
10	学芸会 2計測・視力検査 どさんこ☆サミット 1・2年やすらぎ園訪問 いじめアンケート2回目		いじめアンケート② 教育相談		低学年やすらぎ園訪問
11	心の教育推進月間 後期児童委員会 少年の主張標茶町大会 参観日 眼科検診			縦割り活動②	
12	学力サポートプラン 学校評価2回目 2学期終業式 冬休み学習会 いじめ根絶子ども会議		i-check	いじめ根絶子ども会議	
1	3学期始業式 冬季避難訓練 スケート学習 地域参観日			縦割り活動③	
2	氷上運動会 児童生徒表彰 新1年生1日入学				
3	6年生を送る会 卒業式 修了・離任式 学年末休業			学年末「ありがとう」 教科期間	

5. いじめ未然防止の取り組み

教師主体の取り組みとして児童一人ひとりが認められ、相手を思いやる雰囲気づくりを学校全体で取り組む。児童会活動や縦割り遊びなど児童が主体となって取り組む活動では、企画運営することに対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わうことができるように努める。また、様々な活動を通して学年をこえたより良い関係づくりを行っていく。授業づくりでは、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、児童の居場所づくりを心がけ、達成感、自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。

(1) 主な活動

絆づくり（互いの違いを認め、支え合える関係づくり）

- ① 縦割り活動（縦割り遊び・6送会・日常の清掃活動）
- ② 「ありがとうカード」プロジェクト
- ③ 6年生による1年生へのお世話（4月～5月実施）
- ④ 「みんなのため・学校のために」がテーマの児童会活動の展開

居場所づくり（安心安全に過ごせる学校・落ち着いて学べる場づくり）

- ① 一人ひとりが分かる授業づくり（少人数指導、授業力向上研修）
- ② 教育相談 全児童実施（5月 各学級で実施）
- ③ いじめアンケートの実施（年2回）
- ④ 道徳・特別活動の重点化（相手を思いやる気持ちを育む道徳実践）

環境づくり（自己実現・自己指導力の育成と規範意識の向上）

- ① 挨拶の指導（全学年、長期休業明けの4・8・1月）
- ② いじめ撲滅行動宣言
- ③ いじめを「しない・させない・許さない」の指導（道徳・学活・日常の指導）
- ④ 言葉遣いの指導（授業を中心に、「さん付け」での呼称、教師が丁寧な話し方のモデルに）
- ⑤ 「ハッピータイム」の実施

6. いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」ととらえる。また、いじめは遊びやふざけあいであったものがいじめへとつながったり、遊びを装って行われたりするなど、気づきににくく判断しにくいという認識の上に立つ。

たとえささいな兆候であっても、いじめではないかと意識を高くし、早い段階から複数の教職員でかわり、児童の気持ちに寄り添った指導や対応を心がけるとともに、いじめを積極的に認知するように努める。日頃から児童の見守りや信頼関係構築に努め、児童の小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く持つとともに、教職員間で児童の情報共有と記録化を行う。

(2) いじめ早期発見のための措置

- ① いじめアンケート（年2回）いじめの実態といじめに対する認識を把握する。
- ② 教育相談：全校児童対象に個別面談を行い、アンケートなどを参考に児童の実態把握を図る。
- ③ 学年団交流（年3回）各種アンケートの結果を受けての学年、低中高ブロックでの実態交流を行い、児童の実態把握を図る。気になる児童の指導の手立てを検討、検証を行い、職員の共通理解を図る。
- ④ 縦割り活動などを通して複数の教職員が児童に関わる場を設定し、多角的に児童を見守る。
- ⑤ 長期休業明けに「子どものSOSサインチェックシート」を行い、長期休業明けの児童の変化を客観的にみとる。

7. いじめ問題への対応

いじめ問題を発見した時は、学級担任だけで抱え込まず発見者→担任・学年→チーム心づくり部長→教頭・校長に報告し、いじめ対策委員会で組織として対応を協議し、役割分担を行い問題解決に当たる。

(1) 学校

- ① いじめ早期解決のために、全職員が団結して問題解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をするとともに、いじめられた児童の安全を最優先に考える。
- ③ いじめをしている側の児童に対しては毅然とした指導をする。
- ④ 学校内だけでなく家庭・各種団体と協力して解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷をいやすために家庭や養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。
- ⑥ 「いじめに係る行為が止んでいること」「その期間は3ヶ月を目安とすること」「いじめられていた児童が心身の苦痛を感じていないこと」をもって、いじめが解消されたとする。
- ⑦ ただし、必要に応じて、被害児童と加害児童の関係修復状況など、他の事情も考慮して判断する。

(2) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① 家庭との連携を普段以上に綿密にする。
 - ・ 事実確認が取れた事や学校の対応、取り組みについて情報を伝える。
 - ・ 家庭での様子や友達関係についての情報を集め、指導に生かす。
- ② 学校、家庭で話すことができないような状況であれば「いのちの電話」などのいじめ問題相談窓口も検討する。